

※特定薬剤治療管理料

薬 剤 名	検 査 項 目	特定薬剤治療管理料		加 算 点	備 考				
		1～3ヵ月	4ヵ月以降						
抗 て ん かん 剤	フェノバルピタール、プリミドン、フェニトイン、カルバマゼピン、バルプロ酸、エトスクシמיד、トリメタジオン、クロナゼパム、ニトラゼパム、ガバペンチン、トピラマート、ジアゼパム、ソニサミド、クロバザム、ラモトリギン、レベチラセタム、ラコサミド	【単一薬剤】 470点	【単一薬剤】 470点	280点 (薬剤投与を行った初回月に限る)	ジギタリス製剤の急速飽和を行った場合またはてんかん重積状態の患者に対して抗てんかん剤の注射等を行った場合は、所定点数にかかわらず、1回に限り740点を算定する。				
		【複数薬剤】 940点	【複数薬剤】 940点						
ジギタリス製剤	ジゴキシン	470点	235点	280点 (薬剤投与を行った初回月に限る)					
アミノ配糖体抗生物質 (入院中)	ゲンタマイシン、トブラマイシン、アミカシン、アルベカシン								
グリコペプチド系抗生物質 (入院中)	バンコマイシン、テイコブラニン								
テオフィリン	テオフィリン								
不整脈用剤	プロカインアミド、N-アセチルプロカインアミド、ジソピラミド、リドカイン、アブリンジン、ピルシカイニド、プロパフェノン、メキシレチン、フレカイニド、シベンソリン、ピルメノール、アミオダロン								
ハロペリドール製剤	ハロペリドール								
プロムペリドール製剤	プロムペリドール								
リチウム製剤	リチウム								
免疫抑制剤(臓器移植後)	シクロスポリン、タクロリムス					470点	2740点 (臓器移植を行った月から3ヵ月以内)	280点 (薬剤投与を行った初回月に限る)	
免疫抑制剤 (再生不良性貧血、赤芽球病、パーチェット症候群、尋常性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症、関節症性乾癬、ネフローゼ症候群)	シクロスポリン								
免疫抑制剤(全身型重症筋無力症)	タクロリムス								
その他	サリチル酸、メトレキサート	235点							

特定薬剤治療管理料は、投与薬剤の血中濃度を測定し、その測定結果をもとに投与量を精密に管理した場合、同一暦月につき1回に限り算定する。
(てんかん患者において2種類以上のてんかん剤を投与しており、同一暦月に複数の抗てんかん剤の血中濃度を測定した場合、1月に2回に限り算定できる。)